

令和6年 能登半島地震にかかる生活福祉資金

(福祉資金「緊急小口資金」)の特例貸付

令和6年 能登半島地震により被災した世帯の方を対象に、緊急小口資金の特例貸付を行います。

【対 象】

次の世帯で、当分の間(1ヶ月以上)滋賀県に居住する方。

1. 令和6年 能登半島地震により、災害救助法の適用となった地域に住所を有し当座の生活費を必要とする世帯

【貸付額、償還】

貸付限度額	貸付利子	据置期間	償還期間
10万円以内	無利子	12ヶ月以内	24ヶ月以内

特に必要と認められる場合

貸付限度額	貸付利子	据置期間	償還期間
20万円以内	無利子	12ヶ月以内	24ヶ月以内
《特に必要と認められる場合》 (1) 世帯員の中に死亡者がいるとき (2) 世帯員に要介護者がいるとき (3) 世帯員が4人以上いるとき (4) 上記の他、特に必要と認められるとき(重傷者、妊産婦、学齢児童がいる世帯など)			

* 最終償還期限までにご返済いただけない場合は、年3.0%の延滞利子をいただきます。

【連帯保証人】

不要

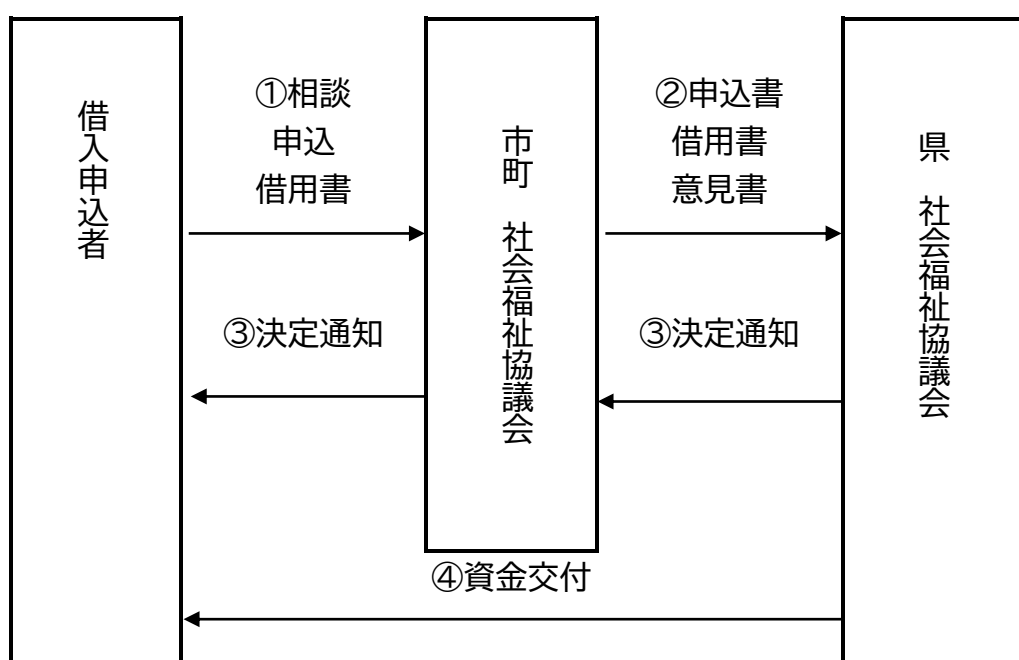
【申込み方法】

この資金の貸付を希望される場合は、必要書類①～⑤を添えてお住まいの市町社会福祉協議会にご相談ください。

【必要書類】

- ① (災害特例) 緊急小口資金申込書
 - ② 生活福祉資金(福祉資金「緊急小口資金」)の特例貸付申込み確認書
 - ③ 借用書
 - ④ 顔写真付き身分証明書(顔写真のない身分証明書 + 顔写真でも可)
運転免許証、マイナンバーカード(表面のみ)、パスポート、健康保険証、
障害者手帳、公的機関の発行する資格者証、など
 - ⑤ 貸付金振込先口座の通帳かキャッシュカード
- *以上のほかにも必要書類を提出していただく場合があります。

【借入申込から決定までの流れ】



* 貸付には審査があります。申込された方が、すべて申込みどおりに貸付が決定するとは限りませんのでご注意ください。

【問い合わせ先】

お住まいの市町社会福祉協議会 または、
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会(修学・生活資金課 生活福祉資金係)へ
TEL: 077-567-3903 FAX: 077-566-3611